

【表紙】

| | |
|------------------------------|--|
| 【発行登録番号】 | 26 - 関東27 |
| 【提出書類】 | 発行登録書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成26年3月19日 |
| 【会社名】 | 日本精工株式会社 |
| 【英訳名】 | NSK Ltd . |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役社長 大塚 紀男 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区大崎一丁目6番3号 |
| 【電話番号】 | 03 - 3779 - 7111 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役常務 総務部長 池村 幸雄 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区大崎一丁目6番3号 |
| 【電話番号】 | 03 - 3779 - 7111 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 執行役常務 総務部長 池村 幸雄 |
| 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 | 社債 |
| 【発行予定期間】 | この発行登録書による発行登録の効力発生予定日 (平成26年3月27日)から2年を経過する日(平成28年 3月26日)まで |
| 【発行予定額又は発行残高の上限】 | 発行予定額 60,000百万円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

借入金返済資金、コマーシャルペーパー償還資金、社債償還資金、設備資金、運転資金及び投融資資金に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第152期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日) 平成25年6月25日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第153期第1四半期(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日) 平成25年8月9日関東財務局長に提出

3 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第153期第2四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日) 平成25年11月8日関東財務局長に提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第153期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日) 平成26年2月10日関東財務局長に提出

5 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成26年3月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月26日に関東財務局長に提出

6 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成26年3月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成26年1月31日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本発行登録書提出日(平成26年3月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等中における将来に関する事項は、本発行登録書提出日(平成26年3月19日)現在においても変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

日本精工株式会社本社

(東京都品川区大崎一丁目6番3号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。